

飯山市犯罪被害者等支援基本計画（案）のポイントについて

人権政策課

犯罪被害者等基本法に基づき、飯山市では

- ① 飯山市犯罪被害者等支援条例
- ② 飯山市犯罪被害者等支援金交付要綱
- ③ 飯山市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

が定められています。

今回の飯山市犯罪被害者等支援基本計画（案）は、上記の①、②、③の内容を体系的にわかりやすく整理したものです。

計画（案）の全体は、

第1章 計画の趣旨等

第2章 基本方針

第3章 具体的施策

に分かれています。

なお、

- ① 国・警察庁では、国の総体的制度があります

（例：遺族給付金【最高2,964万円】、重症病給付金【上限額120万円】 等）

- ② 長野県でも支援制度があります

（例：遺族見舞金【60万円】、重症見舞金【20万円】 等）

- ③ 飯山市は住民に身近な自治体として犯罪被害者等支援金【最高30万】の他、日常生活の回復に向け、支援をします。

（例：相談支援、情報提供、転居支援、家事支援等）



犯罪被害者等支援シンボル
マーク “ギュっとちゃん”

〔警察庁〕犯罪被害にあわれた方
支援者のためのポータルサイト
ギュっとCHチャンネル

